

市民フォーラム開催のご案内

養父市議会では「議会基本条例」を制定するよう協議を進めています。

この条例は、平成21年7月に施行された「まちづくり基本条例」と合わせて、地方分権の大きな柱の一つとしており、議会と議員の責任と役割、議会と市長等、市民と議会の関係などを明確にすることにより、信頼される議会づくり、自主自立の時代にふさわしい養父市の実現を目的としています。

つきましては、議会主催による「市民フォーラム」を開催します。

議会基本条例が制定されていったいどのように変わるのか？何がもたらされるのか？といった議会のあり方や問題について、山梨学院大学の江藤俊昭教授を迎え、基調講演・パネルディスカッションを行います。冬期の寒い時期かとは存じますが、開催の趣旨にご理解を賜り、お誘い合わせのうえ多数ご来場ください。

日時：平成22年2月22日(月) 午後1時開場・午後1時40分開会

第1部 基調講演 (午後2時～3時)

テーマ「市民参加と議会の改革でまちを元気に」(仮題)

第2部 パネルディスカッション (午後3時10分～4時10分)

パネラー：市民参加等5名(予定)

場所：養父市ビバホール



講師・コーディネーター

山梨学院大学教授 政治行政学科

著書

「議会基本条例～栗山町議会の挑戦」

「図解 地方議会改革」

「自治を担う議会改革」ほか

税務署からのお知らせ

平成21年中に次のいずれかを支払った方は、給与所得の源泉徴収票などの「法定調書合計表」の提出をお願いします。

①給与など ②定職手当など ③報酬、料金など ④不動産の使用料など ⑤不動産などの譲受けの対価
⑥不動産売買などのあっせん手数料

給与所得の源泉徴収票などの法定調書合計表の提出期限は、平成22年2月1日(月)です。

また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用していただくと、自宅やオフィスからインターネットを利用して法定調書などを税務署に提出することができます。

画面に表示される法定調書などの様式に必要な事項を記入するだけで、法定調書や法定調書など合計表が簡単に作成でき、支払者の指名や住所などがあらかじめ画面に表示されるので手間も省けます。

法定調書の提出期限は、2月1日(月)です。

法定調書の作成・提出はパソコンで!!

～e-Tax, 光ディスクでもっと便利に～

【お問い合わせ】 和田山税務署 個人課税部門 (☎ 672-6050)